

## 議題 2

議案 第 19 号

平成 27 年 5 月 8 日提出

平成 28 年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について

このことについて、次案のとおり定める。

### (案)

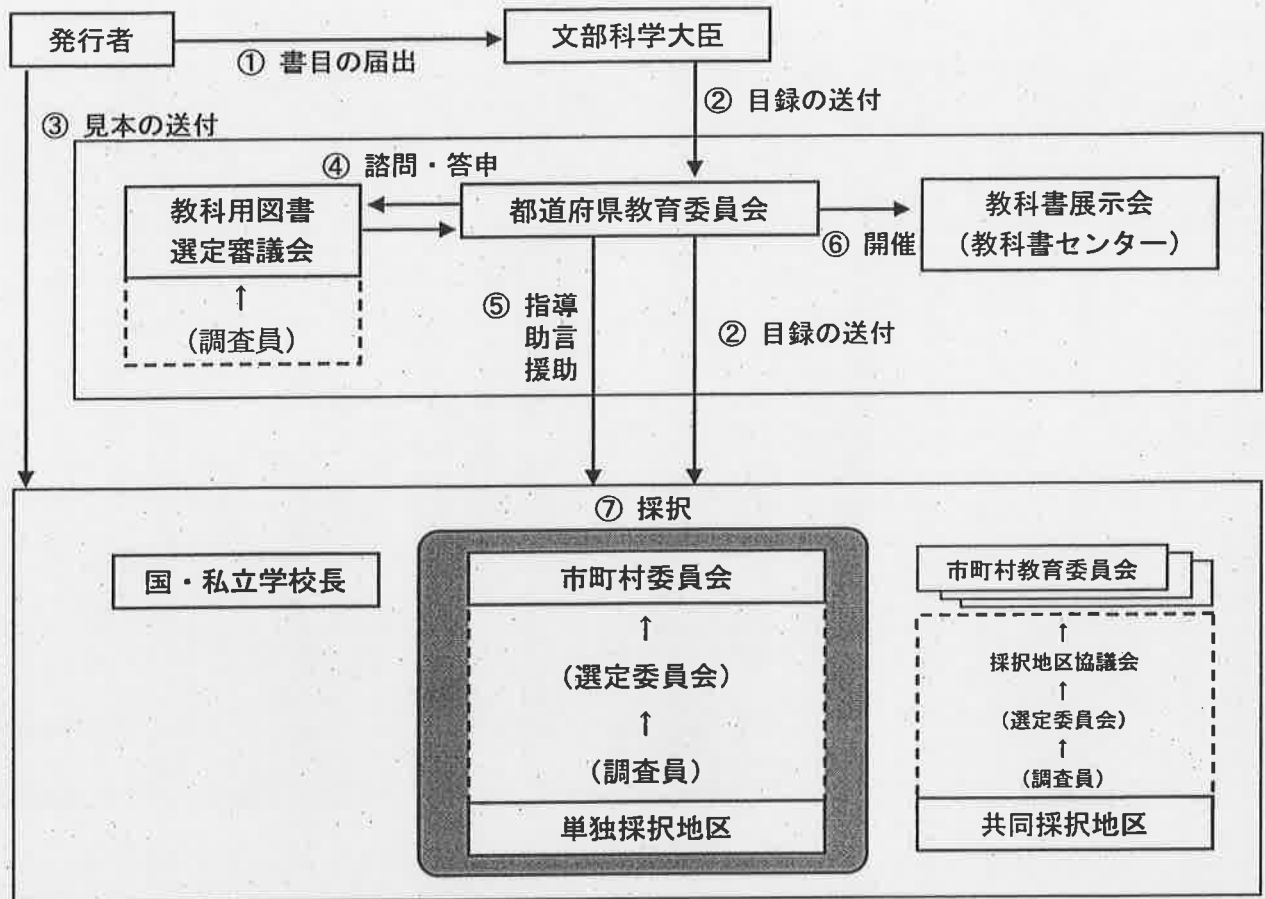
平成 28 年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について

#### 採択の基本方針

- 1 教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、公正かつ適正な採択を行う。
- 2 本市の児童生徒や地域の実態等を考慮し、本市学校教育の実情に即する採択を行う。
- 3 採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

※ 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条）

## 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み

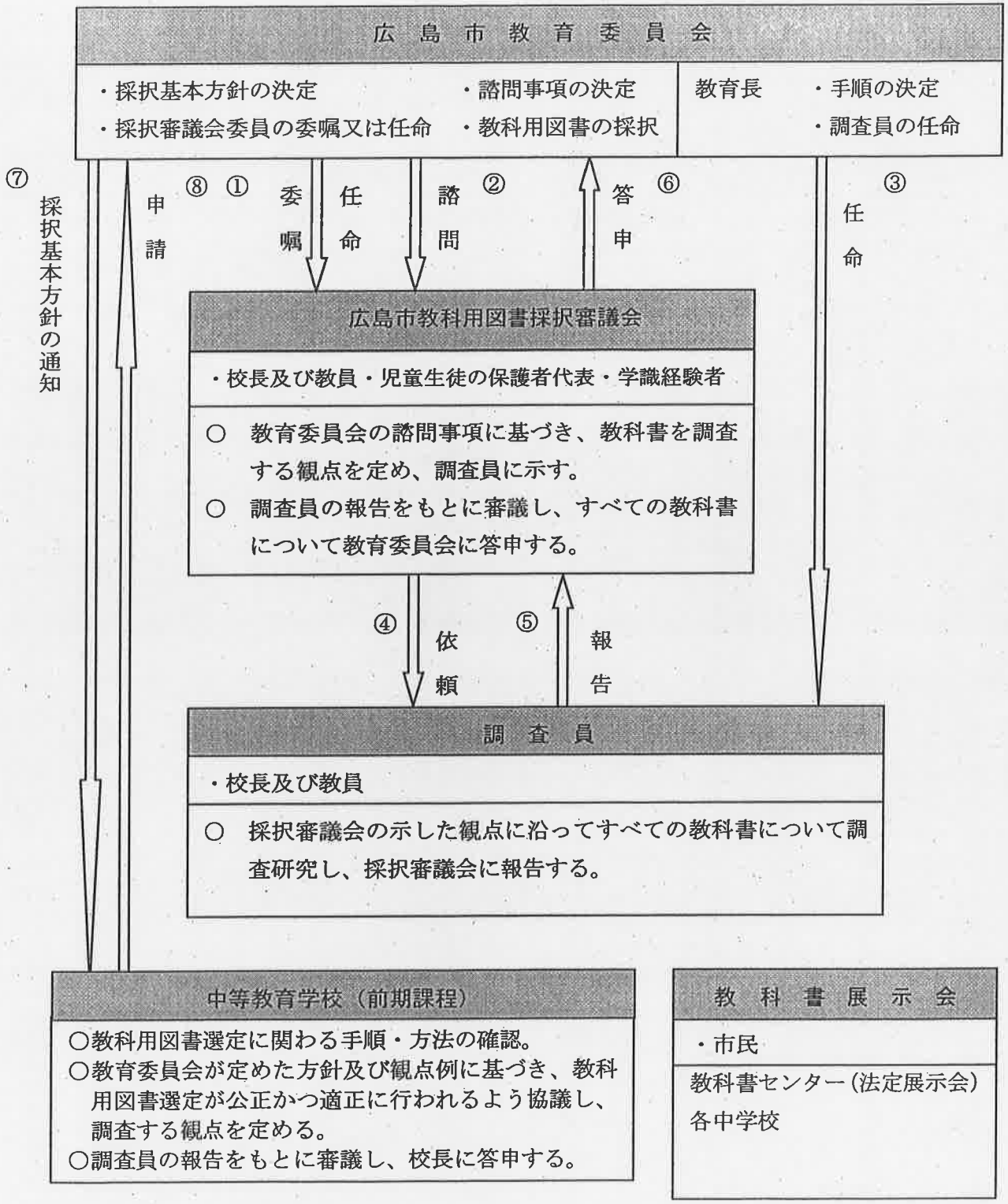


(「教科書制度の概要」平成 26 年 6 月文部科学省初等中等教育局)

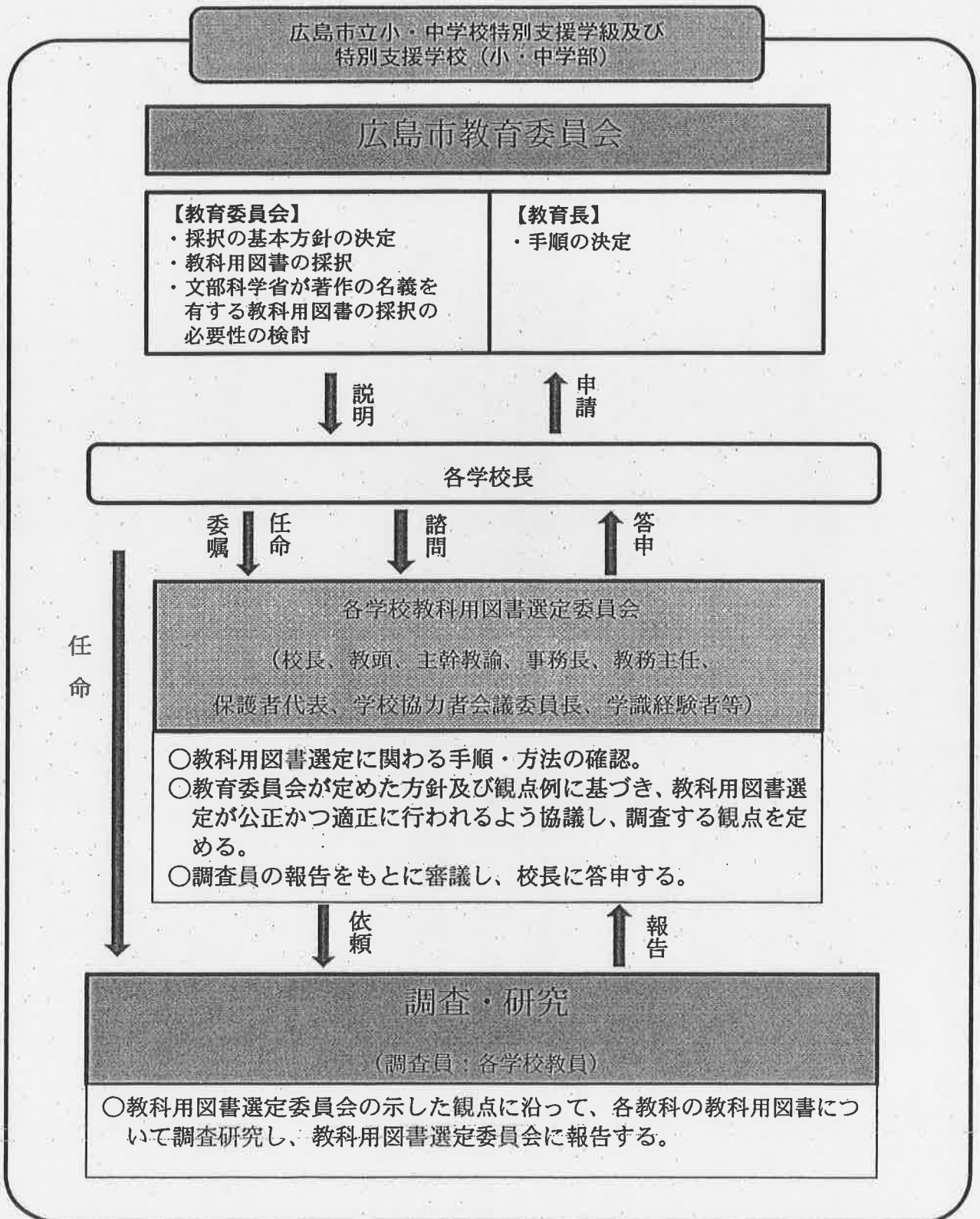
## 〔主な根拠法令〕

- 採択の権限
  - ・ 地教行法第 21 条第 6 号
  - ・ 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
  - ・ 地教行法第 48 条
  - ・ 無償措置法第 10 条～第 17 条
  - ・ 無償措置法施行令第 7 条～第 15 条
  - ・ 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

広島市立義務教育諸学校用教科用図書の採択の手順



広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における  
文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び  
学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択の手順について



## 広島市教科用図書採択審議会規則

平成 25 年 3 月 26 日  
教育委員会規則第 4 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和 28 年広島市条例第 35 号）第 3 条の規定に基づき、広島市教科用図書採択審議会（以下「採択審議会」という。）の所掌事務，組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 採択審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議するものとする。

## (組織)

第 3 条 採択審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校の校長及び教員
  - (2) 学校の児童生徒の保護者代表
  - (3) 学識経験者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の 8 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 採択審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、採択審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 採択審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の内容については、会議が開かれた年の 8 月 31 日まで非公開とする。

## (調査員)

第 7 条 採択審議会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。

- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、教育長が任命する。
- 3 調査員の任期は、任命の日から当該任命の日が属する年の8月31日までとする。  
(庶務)

第8条 採択審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導第一課又は指導第二課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、採択審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 広島市立中学校教科用図書の採択について

### 1 教科用図書の採択について

- (1) 法令の定めにより、4年間同一の教科用図書を採択する。ただし、その間に学習指導要領の改訂がある場合は、その限りではない。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項)
- (2) 現在、中学校において使用している教科用図書は、平成24年度から27年度まで使用することになっているため、平成28年度以降に使用する教科用図書については、平成27年度に採択を行う必要がある。
- (3) 今回の採択は、平成20年3月告示の学習指導要領の改訂を踏まえ、平成26年度に文部科学省の検定を経たものであり、全教科にわたって実施されるものである。

### 2 採択のスケジュール

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
教科用図書検定			(学習指導要領改訂)		○		(学習指導要領全面实施)		○	
採択				◎		◎				◎
期間 使用	←			←			←			